



令和7年11月14日
日本下水道事業団

日本下水道事業団は原則すべての工事に「完全週休2日」を適用し、民間事業者の働き方改革をさらに推進します。(令和8年1月19日より適用)

- R6年9月度より月単位の週休2日を発注者指定方式で適用してきた実績を踏まえ、R8年1月より「完全週休2日」として休日の質を向上。
- 「完全週休2日」の推進に向け、受注者希望方式として原則すべての工事に適用し、「完全週休2日(土日)」および「完全週休2日交替制」の補正係数を新設。

「完全週休2日」の概要

発注方式

- 受注者希望方式

対象工事

- 完全週休2日(土日)

全ての工事を対象。ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く。

- 1) 配置予定技術者の配置予定期間が著しく短い工事
- 2) 現場閉所が馴染まない工事
- 3) 施工期間に制約がある工事
- 4) 発注方式が設計・施工一括発注方式(デザインビルド方式)である工事

- 完全週休2日交替制

- 1) 「完全週休2日(土日)工事」による現場閉所が馴染まない土木工事

積算方法

- 対象期間における現場の閉所状況(完全週休2日交替制の場合は、現場に従事した技術者および技能労働者の休日率)に応じて、週単位・月単位の補正係数を乗じる。(完全週休2日を未達成かつ月単位の週休2日(4週8休以上)が達成している場合、月単位の週休2日の補正係数に変更。)

適用

- 令和8年1月19日から公告する工事

【別紙資料】「民間事業者との共創プロジェクト」(令和7年11月版)

<問い合わせ先>

日本下水道事業団

事業統括部技術監理課

技術監理課長 米澤

TEL: 03-6892-2011



民間事業者との共創プロジェクト【令和7年度】

令和7年11月版

○ 令和6年度に実施した民間事業者との意見交換の結果を踏まえ、民間企業の働き方改革の推進とJS工事の魅力向上等の取組をパッケージ化した「共創プロジェクト」の取組を強化推進

※「共創プロジェクト」は、下水道事業を支えるJSの重要なパートナーである民間事業者における働き方改革や担い手の育成・確保等の課題について共有し互いに解決することを目指すものとして令和5年12月に公表。

黒文字：令和6年度までに実施した取組 青文字：令和6年度に引き続き拡充する取組 赤文字：令和7年度に実施した取組 赤文字（下線）：令和8年1月19日から実施する取組

働き方改革の推進

1. 適正工期の確保
 - ①余裕期間制度「任意着手方式」の適用
 - ②入札時に概略工程表の開示、必要工期の明確化
 - ③ワンデーレスポンスの推進
 - ④ウィークリースタンスの推進
2. 週休二日制工事の推進
 - ①「**完全週休2日**」の適用
3. 設計業務及び工事における「WEB会議」の活用
 - ①機械設備工事、電気設備工事における工場検査・既済検査への活用

生産性向上の推進

4. 手続きの電子化
 - ①契約手続きの電子化
 - ②一般仕様書等の一部無料ダウンロード化
5. 施工管理の効率化
 - ①遠隔臨場及び工事情報共有システム（JS-INSPIRE）を原則全ての工事に適用
 - ②「出来形計測等施工管理へのデジタル技術導入」の適用
6. BIM/CIMの活用
 - ①実施設計業務の現地調査で360度画像を原則適用
 - ②点群データ閲覧システム「JUMP」の開発
 - ③「下水道 BIM/CIM ライブラリ」の公開
7. 書類のスリム化
 - ①工事関係図書の簡素化（スリム化、省略、統合）
 - ②機械設備工事における「承諾申請書」の簡素化（試行）
 - ③**工事関係書類簡素化ガイド（案）の改定**

担い手の育成・確保

8. 民間技術者向け研修の充実
 - ①土木・建築におけるオンライン研修の実施
9. 配置予定技術者の要件緩和
 - ①一般土木工事、建築工事における競争参加資格（配置予定技術者）の要件緩和
 - ②**機械及び電気設備工事における競争参加資格（配置予定技術者）の要件緩和**
 - ③**配置予定技術者における審査対象期間の緩和**
 - ④**同一の現場代理人および監理技術者等が管理できる範囲の拡大**
 - ⑤**設計業務委託における資格に係る実務経験年数緩和**
 - ⑥**設計業務委託における資格に係る要件緩和**

JS工事の魅力向上の取組

10. 適切な利潤と労務費等の確保
 - ①「見積りの提出を求める方式」の適用拡大
 - ②競争参加資格（施工実績）の要件緩和
 - ③工事施工調整会議（三者会議）の運用見直し
 - ④**一般土木工事、建築工事における入札説明書等の施工条件明示拡大**
 - ⑤**建設工事における総合評価落札方式の落札者の決定方法及び評価項目等の見直し**
 - ⑥**設計業務委託における低入札価格調査基準の改定**
11. 施工者の立場に立った発注予定工事の公表
 - ①発注予定工事の年間公表回数の増加（4回→7回／年）
 - ②等級区分を工事予定額により細分化
 - ③公表時期の前倒し
 - ④**発注予定工事一覧表の更新について、「お知らせメール」の配信**

令和7年度において、導入に向けた検討を行う主な取組

4. 手続きの電子化
6. BIM/CIMの活用
10. 適切な利潤と労務費等の確保

- ・電子検査に向けた課題抽出
- ・入札説明書に360度カメラ画像の活用検討
- ・設計変更に係るガイドラインの改定



2. 週休二日制工事の推進

働き方改革の推進

新規

- ・原則すべての工事に「完全週休2日」を適用し休日の質を向上

○完全週休2日推進に向け、完全週休2日（土日）および完全週休2日交替制の補正係数を新設

		令和8年1月19日以降に公告する工事に適用	令和6年9月1日以降に公告した工事に適用																															
発注方式		受注者希望方式	発注者指定方式																															
対象工事	週休2日制	全ての工事を対象 ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く 1)配置予定技術者の配置予定期間が著しく短い工事 2)現場閉所が馴染まない工事 3)施工期間に制約がある工事 4)発注方式が設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）である工事	同左																															
	週休2日交替制	「週休2日制工事」による現場閉所が馴染まない土木工事	同左																															
積算方法		当初の予定価格に完全週休2日の達成を前提とした場合の補正係数を各経費に乗じる。現場閉所の達成状況（週休2日交替制の場合は、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率）を確認後、完全週休2日に満たないものはその達成状況に応じて請負代金額を変更する。 例 完全週休2日（土日）の補正係数（土木工事の場合） <table> <tr> <th>現場閉所率</th><th>完全週休2日（土日）適用工事</th><th>月単位の週休2日適用工事（4週8休以上）</th><th>通期の週休2日適用工事（4週8休以上）</th></tr> <tr> <td>労務費</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td rowspan="3">—</td></tr> <tr> <td>共通仮設費率</td><td>1.02</td><td>1.01</td></tr> <tr> <td>現場管理費率等</td><td>1.03</td><td>1.02</td></tr> </table>	現場閉所率	完全週休2日（土日）適用工事	月単位の週休2日適用工事（4週8休以上）	通期の週休2日適用工事（4週8休以上）	労務費	1.02	1.02	—	共通仮設費率	1.02	1.01	現場管理費率等	1.03	1.02	当初の予定価格に月単位の週休2日の達成を前提とした場合の補正係数を各経費に乗じる。現場閉所の達成状況（週休2日交替制の場合は、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率）を確認後、月単位の週休2日に満たないものはその達成状況に応じて請負代金額を変更する。 例 週休2日制の補正係数（土木工事の場合） <table> <tr> <th>現場閉所率</th><th>月単位の週休2日適用工事（4週8休以上）</th><th>通期の週休2日適用工事（4週8休以上）</th><th>通期の週休2日適用工事（4週8休未満）</th></tr> <tr> <td>労務費</td><td>1.04</td><td>1.02</td><td rowspan="4">—</td></tr> <tr> <td>機械経費（賃料）</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr> <tr> <td>共通仮設費率</td><td>1.03</td><td>1.02</td></tr> <tr> <td>現場管理費率等</td><td>1.05</td><td>1.03</td></tr> </table>	現場閉所率	月単位の週休2日適用工事（4週8休以上）	通期の週休2日適用工事（4週8休以上）	通期の週休2日適用工事（4週8休未満）	労務費	1.04	1.02	—	機械経費（賃料）	1.02	1.02	共通仮設費率	1.03	1.02	現場管理費率等	1.05	1.03
現場閉所率	完全週休2日（土日）適用工事	月単位の週休2日適用工事（4週8休以上）	通期の週休2日適用工事（4週8休以上）																															
労務費	1.02	1.02	—																															
共通仮設費率	1.02	1.01																																
現場管理費率等	1.03	1.02																																
現場閉所率	月単位の週休2日適用工事（4週8休以上）	通期の週休2日適用工事（4週8休以上）	通期の週休2日適用工事（4週8休未満）																															
労務費	1.04	1.02	—																															
機械経費（賃料）	1.02	1.02																																
共通仮設費率	1.03	1.02																																
現場管理費率等	1.05	1.03																																
成績評価	週休2日制	—	対象期間において全ての土曜日及び日曜日を閉所する「完全週休2日（土日）」を達成した工事については、工事成績評価を加点評価																															
	週休2日交替制		対象期間の全ての技術者及び技能労働者が月単位の週休2日を達成した工事については、工事成績評価を加点評価																															

○適用：令和8年1月19日以降に公告する工事

○週休2日制の詳細(実施要領の公表先)：https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/nyusatsu_youshiki-C.html